



目次

規 則	ページ
◎高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（福祉指導課）	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出（2件）（経営支援課）	1
○公共測量の実施の通知（5件）（用地対策課）	2
○公共測量の終了の通知（8件）（ " ）	2
○道路の区域変更（3件）（道 路 課）	3
○道路の供用開始（2件）（ " ）	3
公 告	
○ふぐ処理師試験の実施（食品・衛生課）	4

規 則

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第14号

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和45年高知県規則第50号）の一部を次のように改正する。
第5条の表を次のように改める。

訓練科	入校資格
高知県立高知高等技術学校 金属加工系塑性加工科	学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条の中学校（以下「中学校」という。）若しくは同法第49条の2の義務教育
高知県立中村高等技術学校	

建築施工系木造建築科Ⅰ	学校（以下「義務教育学校」という。）を卒業した者又はこれらと同等以上の学力があると知事が認めた者
高知県立高知高等技術学校 機械系機械加工科	学校教育法第50条の高等学校（以下「高等学校」という。）を卒業した者又はこれと同等以上の学力がある者と知事が認めた者
高知県立高知高等技術学校 金属加工系溶接科	
高知県立高知高等技術学校 電力系電気工事科	
高知県立高知高等技術学校 設備施工系配管科	学校教育法第90条第1項及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条に規定する大学の入学の資格を有する者
高知県立中村高等技術学校 建築施工系木造建築科Ⅱ	
高知県立高知高等技術学校 第二種自動車系自動車整備科	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第202号

介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

令和元年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成31年4	社会福祉法人土佐市	土佐市デイサービスセン

月1日	社会福祉事業団 土佐市高岡町甲1792-2	ター陽だまり 土佐市高岡町甲1792-2 通所介護
-----	--------------------------	---------------------------------

高知県告示第203号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和元年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称及び住所

ア シキボウ株式会社 代表取締役 清原 幹夫

大阪府大阪市中央区備後町三丁目2番6号

イ イオンモール株式会社 代表取締役 吉田 昭夫

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール高知

高知市秦南町一丁目144番地の1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称	代表者名	住所
シキボウ株式会社	代表取締役 清原 幹夫	大阪府大阪市中央区備後町三丁目2番6号

(変更後)

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称	代表者名	住所
シキボウ株式会社	代表取締役 清原 幹夫	大阪府大阪市中央区備後町三丁目2番6号

イオンモール株式会社	代表取締役 吉田 昭夫	千葉県千葉市美 浜区中瀬一丁目 5番地1
------------	----------------	----------------------------

- (4) 変更年月日
令和元年6月12日
- (5) 変更理由
増設する建物の設置者を追加するため
- 2 届出年月日
令和元年6月12日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容
- 高知県告示第204号**
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。
- なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。
- 令和元年7月5日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称及び住所
- ア シキボウ株式会社 代表取締役 清原 幹夫
大阪府大阪市中央区備後町三丁目2番6号
- イ イオンモール株式会社 代表取締役 吉田 昭夫
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール高知
高知市秦南町一丁目144番地の1
- (3) 変更しようとする事項
- ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 35,453平方メートル
(変更後) 44,464平方メートル
- イ 駐車場の位置及び収容台数

- (変更前) 休日 2,350台
平日 2,172台
- (変更後) 休日 2,815台
平日 2,602台
- ウ 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 795台
(変更後) 952台
- (4) 変更年月日
令和2年2月13日
- (5) 変更理由
店舗兼駐車場棟の増築により小売店舗面積、駐車場の収容台数及び駐輪場の収容台数が増加するため
- 2 届出年月日
令和元年6月12日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

- 高知県告示第205号**
国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成31年3月26日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
- 令和元年7月5日
高知県知事 尾崎 正直
- 1 作業種類
公共測量(用地測量)
- 2 作業期間
平成31年3月9日から同年7月31日まで
- 3 作業地域
安芸市津久茂町地内

- 高知県告示第206号**
国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和元年5月10日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
- 令和元年7月5日
高知県知事 尾崎 正直
- 1 作業種類
公共測量(用地測量)
- 2 作業期間

- 1 作業種類
公共測量(用地測量)
- 2 作業期間

- 令和元年5月7日から同年7月31日まで
- 3 作業地域
吾川郡いの町長沢
- 高知県告示第207号**
国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和元年5月10日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
- 令和元年7月5日
高知県知事 尾崎 正直
- 1 作業種類
公共測量(用地測量)
- 2 作業期間
令和元年5月20日から同年7月31日まで
- 3 作業地域
長岡郡大豊町八畝

- 高知県告示第208号**
国土交通省四国地方整備局中筋川総合開発工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和元年5月20日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
- 令和元年7月5日
高知県知事 尾崎 正直
- 1 作業種類
公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業期間
令和元年5月13日から同年12月27日まで
- 3 作業地域
宿毛市山奈町山田一生原地区及び四万十市横瀬久才川地区

- 高知県告示第209号**
高知市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和元年6月4日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
- 令和元年7月5日
高知県知事 尾崎 正直
- 1 作業種類
公共測量(空中写真測量、写真地図作成及び修正数値図化)
- 2 作業期間
令和元年5月10日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域
高知市

- 高知県告示第210号**
国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から平成30年6月高知県告示第500号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が平成30年10月31日に終わった旨の通知があつたので、測量法

（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 令和元年7月5日
 高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第211号
 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から平成30年10月高知県告示第823号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成30年12月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 令和元年7月5日
 高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第212号
 高知地方務局長から平成30年11月高知県告示第851号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成31年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 令和元年7月5日
 高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第213号
 香美市長から平成30年11月高知県告示第853号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成31年3月25日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 令和元年7月5日
 高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第214号
 四国地方整備局四国技術事務所長から平成30年12月高知県告示第986号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成31年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 令和元年7月5日
 高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第215号
 国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から平成31年2月高知県告示第82号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成31年3月22日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 令和元年7月5日
 高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第216号
 国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から平成31年

2月高知県告示第83号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成31年3月22日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 令和元年7月5日
 高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第217号
 国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から平成31年2月高知県告示第92号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成31年3月22日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 令和元年7月5日
 高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第218号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、令和元年7月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和元年7月5日
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道
 2 路線名 441号
 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐中半 字白尾谷114番1から 四万十市西土佐中半 字猪尻打69番1まで	前	4.3 } 27.5	418
	後	6.5 } 40.1	

高知県告示第219号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、令和元年7月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和元年7月5日
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
 2 路線名 住次郎佐賀

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町打井 川字大平1414番1から 高岡郡四万十町打井 川字井ノ又1410番1 まで	前	3.3 } 9.0	91
	後	5.6 } 42.8	

高知県告示第220号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、令和元年7月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和元年7月5日
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
 2 路線名 香北野市
 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町太郎丸 字ヤナゼ739番2から 香美市香北町太郎丸 字馬瀬810番地先ま で	前	3.9 } 11.5	271
	後	5.5 } 12.1	

高知県告示第221号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、令和元年7月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和元年7月5日
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
 2 路線名 中村宿毛
 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡三原村廣野字沖ノソ リ844番1から 幡多郡三原村廣野字沖ノソ リ756番1まで	38	令和元年7月5 日

高知県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年7月5日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西谷田野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡北川村長山787番1 から 安芸郡北川村長山792番1 まで	47	令和元年7月5 日

公 告

ふぐ取扱い条例（昭和36年高知県条例第34号）第11条第1項の
規定による令和元年度ふぐ処理師試験を次のとおり行う。

令和元年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の期日
令和元年10月8日（火）
- 2 試験の場所
高知市南久万58-1 RKC調理製菓専門学校
- 3 試験科目及び時間
 - (1) 筆記試験（午前10時から） 食品衛生学、ふぐの知識及
び衛生関係法規
 - (2) 鑑別試験（午前11時30分から） ふぐの種類及び部位の
鑑別
 - (3) 実技試験（午後1時30分から） ふぐの処理の実技

4 受験の手続

県所定の様式による受験願書1通に次の書類を添えて提出す
ること。

- (1) 2年以上ふぐ処理に関する知識及び技能を習得した旨
を直接指導したふぐ処理師が証明した証明書1通
- (2) 写真1枚（名刺型とし、出願前3月以内に撮影した正
面、脱帽及び上半身像で、裏面に氏名を記載したもの）

5 受験手数料

5,280円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付する
こと。）

6 受験願書の受付期間

令和元年8月26日（月）から同年9月6日（金）までの間
（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年
法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から
午後5時15分まで受け付ける。

なお、郵送の場合は、令和元年9月6日付けの消印のあるも
のまで受け付ける。

7 受験願書の提出先

- (1) 県内居住者は、住所地又は営業所を所管する福祉保健所
（当該住所地又は営業所が高知市である場合にあっては、高
知市保健所）
- (2) 県外居住者は、高知県健康政策部食品・衛生課（高知市
丸ノ内一丁目2-20）

8 合格者の発表

令和元年10月18日（金）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲
示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、合
否を通知する。

また、高知県健康政策部食品・衛生課のホームページにおい
て、合格者の受験番号を公表する。

9 その他の注意事項

- (1) 受験願書を郵送する場合は、封筒の表面に「受験願書在
中」と朱書し、書留郵便とすること。
- (2) 受験者は、試験当日、受験票及び受験票に指示している
物を持って午前9時50分までに試験会場に集合すること。
- (3) 不明な点については、高知県健康政策部食品・衛生課
（電話番号088-823-9672）又は最寄りの福祉保健所に問い
合わせること。